



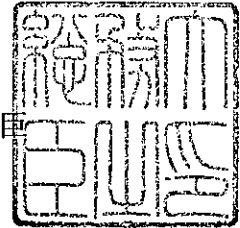
総統物第111号の5

平成25年7月22日

公益社団法人

全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

総務大臣



小売物価統計調査 家賃調査への協力について(依頼)

総務省統計局が実施している各種統計調査につきましては、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、物価水準の変動を捉える上で重要な指標である消費者物価指数（CPI）その他物価に関する基礎資料の作成を目的として、昭和25年6月から小売物価統計調査を実施しています。

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」として実施しており、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金を調査するほか、借家の家賃を把握するため、民営借家世帯を対象にした家賃調査を行っています。

調査が円滑かつ正確に実施されるためには、調査対象となる世帯の方々に御理解と御協力を賜ることが何よりも重要であり、更には管理会社、管理団体などの方々の御協力が欠かせません。

つきましては、この調査の趣旨、必要性を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、会報誌、ホームページなどを通じまして、傘下の各会員等の協力がいただけますよう、御周知を賜りたく、御配慮を併せてお願い申し上げます。

また、地方公共団体から貴連合会の地方組織等に対し、調査への協力依頼がありましたら、当該協力が得られますよう、あわせて御配慮方よろしくお取り計らい願います。

問合せ先：総務省統計局統計調査部  
消費統計課物価統計室  
企画指導第一係

電話：03-5273-1166

FAX：03-5273-3129



# 小売物価統計調査 家賃調査について

## ◆ 小売物価統計調査とは

国民の消費生活上重要な商品の小売価格，サービスの料金及び家賃を全国的規模で毎月調査することにより，月々の価格の変化を明らかにし，消費者物価指数（C P I）その他物価に関する基礎資料を得ることを目的としています。

調査は，全国167市町村において，毎月，調査日\*を定めて実施され，約27,000の店舗・事業所及び約26,000の民営借家世帯を対象におよそ510品目を調査します。

※ 調査日：毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日

（値動きの激しい生鮮食品については，上旬は5日，下旬は22日を含む各週の水曜日，木曜日又は金曜日にも調査しています。）

## ◆ 家賃調査とは

全国の167市町村から，一定の統計上の抽出方法に基づき全国1,221の家賃調査地区\*<sup>1</sup>を選定します。都道府県知事が任命した統計調査員が，その家賃調査地区に所在する全ての世帯について住宅の所有の関係を確認し，民営借家世帯を対象に，3か月に1度\*<sup>2</sup>訪問（訪問時期は地域によって異なります。）して，月額家賃，延べ面積などの住居に関する事項を質問することにより行います。なお，統計調査員は都道府県知事が発行した調査員証を携帯しています。

※1 調査市町村ごとに国勢調査の調査区を確率比例抽出法により抽出して「家賃調査地区」として設定しています。

家賃調査地区を長期間固定すると，その後の民営借家世帯の増減や地域的分布等の変化により，家賃調査地区の代表性が損なわれるなど問題が生じるため，原則として5年ごとに家賃調査地区の設定替えを行います。

※2 地域ごとに3つのグループに分け，「1, 4, 7, 10月」，「2, 5, 8, 11月」又は「3, 6, 9, 12月」のいずれかに調査しています。

## ◆ 結果の利用

調査結果は，物価水準の変動を捉える上で重要な指標である消費者物価指数（C P I）その他物価に関する資料を作成するために利用されています。

そのほかにも，以下についても幅広く利用されています。

【法令に基づく主な利用例】	【行政上の施策への主な利用例】
<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金法・厚生年金保険法・国家公務員共済組合法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金額の改定率の改定の基準</li> </ul> </li> <li>○都市再開発法施行令               <ul style="list-style-type: none"> <li>・補償金の支払いに係る修正率の算定方法</li> </ul> </li> <li>○国土利用計画法施行令               <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の価格の物価変動に応ずる修正率の算定方法</li> </ul> </li> <li>○土地収用法第88条の2の細目等を定める政令               <ul style="list-style-type: none"> <li>・損失の補償に関する修正率の算定方法</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本銀行が金融政策を判断するための物価指標</li> <li>○年金等の給付見直し及び最低賃金・診療報酬の見直しの際の基礎資料</li> <li>○公共料金の上限值を決める際の資料</li> <li>○規制改革の効果を検証する際の基礎資料</li> <li>○元金額が物価の動向に連動する物価連動国債の連動係数の算出基礎資料</li> </ul>





**小売物価統計調査**へのご協力をお願いいたします！

## マンション・アパート・管理会社・管理組合の皆様へ

- 総務省統計局では、家賃を調査するため、都道府県を通じて民営借家世帯を対象に「小売物価統計調査 家賃調査」を行っています。
- 都道府県知事が任命した「統計調査員」が、マンション・アパートにお住まいの世帯にお伺いした際は、ご協力をお願いいたします。

問：どんな調査なの？

答：国が実施する基本的で重要な統計調査です！

- 小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で小売店舗、サービス事業所、関係機関及び世帯から毎月調査することにより、月々の価格の変化を明らかにし、消費者物価指数(C P I)その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として昭和25年6月から調査を開始し、統計法に基づく「基幹統計調査」として実施しています。

問：具体的にどんな協力をすればいいの？

答：統計調査員が、マンション・アパートにお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いします！

- 統計調査員が、調査地域に所在する全ての世帯を訪問し、住宅の所有関係を確認します。そのうち、民営借家世帯については、月額家賃、面積などの住居に関する事項を質問することにより調査します。  
(統計調査員は、都道府県知事が発行した「調査員証」を携帯しています。)
- オートロックマンション等については、厳重なセキュリティ等のため、統計調査員が建物内に入ること自体が困難なケースも多く、調査地域の各世帯の把握や世帯への協力依頼が円滑に行えないケースが起きています。  
**統計調査員が、マンション・アパートにお住まいの世帯に訪問できるよう、管理人・管理会社・管理組合の皆様のご協力をお願いいたします。**
- また、昼間不在がちな世帯などで、統計調査員が訪問しても面会できない場合には、**住宅の広さ(延べ面積)、建て方、構造、月額家賃等をお聞きすることがあります**ので、同様にご協力をお願いいたします。
- 調査対象に選定された世帯には、平成25年10月以降、3か月に1度、統計調査員が世帯にお伺いすることとなります。

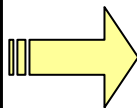


総務省統計局



**小売物価統計調査**へのご協力をお願いいたします！

問：居住者情報を提供しても問題はないの？



答：統計調査への協力の要請は、法令に基づく正当なものですので、問題はありません！

- 個人情報の保護に関する法律第23条第1項では、個人情報取扱事業者は、「あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。」とされていますが、「法令に基づく場合」は例外となっています。管理人・管理会社・管理組合の皆様にご協力をお願いするのは、**統計法第30条**に基づく協力依頼であり、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号による「法令に基づく場合」に該当します。
- 調査は、統計法に基づいて公布された**小売物価統計調査規則**の定めるところにより行っておりますが、調査品目のうち「家賃（民営借家）」について世帯員の不在等の理由により調査を行うことができない場合、同規則では「**事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。**」と規定されております。
- もちろん、個人情報は統計法により厳重に保護され、調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らしたりすることは絶対にありません<sup>(注)</sup>ので、ご安心ください。  
(注) 調査関係者が、職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、盗用したときは、統計法の罰則規定に基づき、懲役又は罰金が課せられます。

#### ■ 統計法（抄）（平成十九年法律第五十三号）

##### 第三十条

行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

#### ■ 【小売物価統計調査規則】（抄）（昭和五十七年総理府令第六号）

##### 第十条

2 別表の二の項の下欄に掲げる者は、同項の上欄の品目の提供を受けている調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、第六条の調査事項を当該調査世帯に当該品目を提供している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。

小売物価統計調査の  
最新結果はこちら！

小売物価統計調査

検索



総務省統計局